

西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ（訂正）

国民健康保険では、25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施中です。特定健診よりも検査項目が多く自分の健康状態をより詳しく把握できます。いつまでも自分らしい生活を続けるためにぜひご活用ください。

【対象者】 西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳となる方が対象となります。

◆ この期間内に生まれた方が対象者です ◆

25歳（平成 6年4月2日から 平成 7年4月1日まで）

30歳（平成元年4月2日から 平成 2年4月1日まで）

35歳（昭和59年4月2日から 昭和60年4月1日まで）

40歳（昭和54年4月2日から 昭和55年4月1日まで）

45歳（昭和49年4月2日から 昭和50年4月1日まで）

50歳（昭和44年4月2日から 昭和45年4月1日まで）

55歳（昭和39年4月2日から 昭和40年4月1日まで）

60歳（昭和34年4月2日から 昭和35年4月1日まで）

65歳（昭和29年4月2日から 昭和30年4月1日まで）

70歳（昭和24年4月2日から 昭和25年4月1日まで）

※次の方は人間ドックの申込みや受診ができない場合があります。ご注意ください。

- ①受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外です。
- ②平成31年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④現在かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医とご相談のうえお申込みください。

【申込方法】

申請書等の記入が必要ですので、市役所開庁時間内に健康管理課窓口までお越しください。

国民健康保険証・印鑑・特定健診の受診券（40歳以上の方のみ）・はがき（5月通知分）が必要ですので忘れずにお持ちください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378）

【検査内容】 次の4つの中からお希望の内容を選んで受診して頂きます。内容によって自己負担額が異なりますのでご注意ください。

	実施内容	費用総額	助成額	自己負担額
1	基本検査項目のみ	32,799円	22,799円	10,000円
2	基本検査＋下部消化管検査	51,483円	36,483円	15,000円
3	基本検査＋頭部検査	53,319円	37,319円	16,000円
4	全項目検査（基本検査＋下部消化管検査＋頭部検査）	72,003円	50,003円	22,000円

※消費税8%の金額ですが、10%でも自己負担額の変更はありません。

基本検査項目	身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査 生化学的検査、胸部X線、エコー（腹部）、心電図 上部消化管検査（胃X線透視または胃内視鏡検査）
下部消化管検査	全大腸内視鏡検査
頭部検査	頭部MRI・MRA検査

【受診医療機関】 市が指定した市内医療機関で受診していただきます。※詳しくは、申込時にご説明いたします。

【申込定員】 合計360名程度（定員になり次第締め切ります）

8月1日号掲載時に、【対象者】項目の25歳の方の期間（太字下線部）に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

保育料の無償化について

10月1日から、保育料無償化が始まります。これにより、3歳になって初めて迎える4月1日から小学校入学までの3年間、保育園や認定こども園の利用料（保育料）が無償となります。

※住民税非課税世帯の子どもについては0歳から無償化の対象です。

【対象者】

- 認定こども園を利用する子ども（1号認定）
- 保育園・認定こども園を利用する年少・年中・年長クラスの子ども（2号認定）
- 住民税非課税世帯で、保育園・認定こども園を利用する未満児クラスの子ども（3号認定）

【無償になるもの】

★保育園・認定こども園の毎月の利用料（保育料・利用者負担額とも呼ばれるもの）

※各施設が徴収している送迎料や行事料、入園料などはこれまでどおり無償化の対象外です。

【保育料無償化に伴う、副食費の実費負担について】

今まで、2号認定の子どもの副食費（おかず・おやつ代）は、保育料に含まれていました。10月以降は保育料が無償ですが、副食費は無償にならないため、別途、副食費を徴収することになります。

なお、主食費については、これまで同様、施設に直接現金で支払うか、現物（米・ご飯など）を持参します。

8月下旬以降に、保育園・認定こども園を利用している全ての世帯に通知書をお届けします。お子さんが保育料無償化や副食費免除の対象となっているかどうかは、通知書でご確認ください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 保育係 43-0376）

65歳以上の方は結核検診を受けましょう

結核は、全国で年間1万6千人以上の新規患者が発生しており、過去の病気ではありません。全国では、今でも1日46人の新しい患者が発生し、6人が命を落としている重大な感染症です。

結核予防のために年に1回はレントゲン検診を受けましょう。

9月4日より各地区をレントゲン車が回り、結核集団検診を実施します。※対象者には8月下旬に受診票を送付します。対象になる人には法律により年1回の受診が義務づけられています。

【対象者】 65歳以上の住民（年度内年齢）

【料 金】 無料 ※病院で受診された場合は自己負担となります。

【日 程】 結核検診受診票の裏面をご覧ください。
（知っ得ガイドの11～15ページにも掲載しています。）

【持参するもの】 結核検診受診票（白色のA4用紙）

【結 果】 検査結果で異常がない方にはご連絡いたしません。精密検査が必要な方には検査後1か月前後にご連絡いたします。

※医療機関で受診された方は結核検診受診票に証明をもらって、健康管理課、または各支所に提出してください。

※今まで職場等でレントゲン検診を受けられていた方で、退職されてレントゲン検診を受ける機会のない方などは、結核検診受診票がなくても市の結核検診を受けることができますので、直接検診会場へお越しください。

※市の肺がん検診（ヘリカルCT）を受けた方は、結核検診を受けることができません。

【受けるときの注意】

金具やボタンのついた服や下着、湿布、エレキバン、カイロ、ネックレスなどははずして撮影します。金具やボタンのついていない服や下着で来ていただくとそのまま撮影できますので撮影時間が短時間で終わります。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の 全国一斉情報伝達訓練の実施について

地震、津波や武力攻撃などの災害時に、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる緊急情報を、防災行政無線でお知らせする情報伝達訓練を行います。

なお、西都市以外でも同様の訓練が全国一斉に実施されます。

今回の訓練は情報伝達訓練のため、防災行政無線での試験放送のみ行い避難訓練等を行いません。

【期 日】 8月28日（水） 午前11時頃

【放送内容】（防災行政無線チャイム）
「これは、Jアラートのテストです。」×3回
「こちらは、ぼうさい西都市役所です。」
（防災行政無線チャイム）

※地震など災害発生時には中止になることもあります。

（文書取扱・問合せ：危機管理課 43-0380）

「新聞・チラシ類」「雑誌・本類」の古紙は 9月1日から「黄色の指定袋」でも収集します

これまで、「新聞・チラシ類」「雑誌・本類」はひもで縛って黄色の指定シールを貼って出していたのですが、9月1日から「黄色の指定袋」でも出すことができます。

【注意点】

- 分別は、「新聞・チラシ類」と「雑誌・本類」になります。
- 一袋の重さの目安は5～7kgをお願いします。
- 「ダンボール」についてはこれまでどおり「ひも」で縛って黄色のシールを貼って出してください。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

あなたの地域でも 「いきいき百歳体操」を始めませんか

高齢者の方がいつまでも元気で自分らしく暮らしていくための「いきいき百歳体操」に取り組む地域を募集します。

現在、市内では23カ所週1回楽しく開催されています。まずは、説明会で百歳体操を体験してみませんか？

関心のある地域には事前説明会を開催しますので、多くの地域の方の申込みをお待ちしています。

【対象】 介護予防事業「百歳体操」に関心のある地域

【内容】 事業の説明及び百歳体操の実施

※開始希望の場合は、初回含め4回の連続支援に伺います。

その後、3・6・12か月後に定期的な支援に伺います。

【日時】 希望地域との調整で決定します。 ※1時間半程度

【場所】 各地域の公民館等、高齢者が通いやすい場所

【事業説明会で必要な物】

◎背もたれ付きイス（人数分）

※短期間のイスの貸し出しについては相談に応じます。

【体操を開始する場合に必要な物】

◎背もたれ付きイス・自動血圧計・テレビ・DVDプレイヤー

※いずれかが無い場合には事前にご相談ください。

【申込み方法】

健康管理課 地域包括ケア推進係（32-1028）に電話でお申込み下さい。

市から支援に訪問した回のみ、さいとくポイントの進呈対象になります。

（文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係）

トラクター・コンバイン・田植機など農耕作業用小型特殊自動車の登録はお済みですか

農耕作業用小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機など）は、所有していれば公道を走らなくても登録（軽自動車税の申告）が必要です。新規購入される場合はもちろん、既に所有している未申告の車輛があれば軽自動車税の申告書の提出を行い、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。買い替える場合も登録変更の申告が必要です。

★登録に必要な農耕作業用小型特殊自動車

農耕トラクター	農業用薬剤散布車	刈取脱穀作業車（コンバイン）
田植機 及び 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの）		

○新規登録（購入時）に必要なもの

- ・所有者及び使用者の住所、氏名、生年月日、連絡先、印鑑（シャチハタなどインキ浸透印は除く。）
- ・対象車輛のメーカー名、車名、車台番号、型式、排気量等
- ・購入したことがわかる書類（証明書）

○名義変更に必要なもの

- ・新旧所有者及び使用者の住所、氏名、生年月日、連絡先、印鑑（シャチハタなどインキ浸透印は除く。）
- ・新旧対象車輛の標識番号、メーカー名、車名、車台番号、型式、排気量等

○正当な理由がなく申告等をしなかった場合、西都市市税条例第88条に基づき、10万円以下の過料が科せられます。

○手続き場所：税務課窓口

（文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009）

8月29日～9月4日は「子どもの人権110番」強化週間です

「友だちからいじめられている」「親から虐待^{ぎゃくたい}されているけど、先生や親には言えない」「だれに相談^{そうだん}していいかわからない」など、一人で悩まず、私たちに相談^{そうだん}してください。

法務局^{ほうむきょく}の職員^{しよくいん}や人権擁護委員^{じんけんようごいん}が、みなさんのお話を聞き、どうしたらいいか一緒に考え^{いっしょ}ます。相談^{むりょう}は無料で、相談したお話の秘密^{ひみつ}は守ります。

【とき】8月29日（木）～9月4日（水） 月～金曜日：午前8時30分～午後7時、土・日曜日：午前10時～午後5時

【電話番号】0120-007-110 ※携帯電話からもかけられます。

【相談料・電話料】無料 ※メールでも相談できます。 <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

※強化週間（8月29日～9月4日）以外は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。土・日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

（文書取扱・問合せ：市民協働推進課 43-1204）

ボランティア清掃活動について

市では道路、公園等の公共の場所において、自主的に清掃活動を行う団体・個人等に対し、必要なごみ袋を無償にて支給するなど、環境美化を促進するためのボランティア活動に対し支援を行っています。

【ボランティア清掃の届出】

ボランティア清掃を実施するときは、事前に「清掃活動実施計画」の提出をお願いします。申請書は市生活環境課にありますので、必要事項を記入していただき、提出をお願いします。

【対象となる清掃活動】

市が管理する道路、河川、公園等の公共の場の清掃活動に限ります。

【分別方法と回収方法】

分別方法や回収希望場所、回収日時については、申請時に打ち合わせをさせていただきます。

※なお、火バサミの貸出しも行っております。その他ご不明な点等ありましたら、生活環境課までお問合せください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

知っていますか 守っていますか

宮崎県屋外広告物条例

宮崎県は、郷土の美しい自然や街並みを守るため、「宮崎県屋外広告物条例」を定めています。皆様の御理解と御協力をお願いします。

○「屋外広告物」とは、はり紙や店舗の看板、道路沿いの広告板など、建物の外に表示・設置されている広告物のことをいいます。

○店舗の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

○美しい風景を守るために、屋外広告物の表示や設置ができない場所（地域）があります。

【お問合せ先】

・西都土木事務所 43-2221

・県都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 0985-24-0041

(文書取扱：商工観光課)

犬・猫は正しく飼いましょう

ペットを飼われている方や飼おうとされている方はルールとマナーを守り責任を持って飼いましょう。

○ふん尿の片付けをしてください。場所にも配慮を

公共の場や私有地などへのふん尿の放置はマナー違反です。特に家や庭、門柱や塀などにふん尿をされ困っているとの苦情が寄せられています。散歩前に自宅で排泄を済ませておくことが理想ですが、外で排泄をされる場合は場所に十分配慮し、飼い主が責任を持ってしっかり片付けましょう。

○野良犬・野良猫などに餌を与えないようにしましょう

えさ場と覚えてその場所に居着いたり他の野良猫や野良犬が集まるケースがあります。また、周辺のゴミ集積所を荒らすようになるケースもありますのでやめましょう。

○放し飼いはやめましょう

ペットはリードにつなぐか室内で飼いましょう。脱走したペットが他の家のペットを襲った事例もあります。また、車にひかれたり家に帰れずさまようなどペット自身にも危険が及びます。ペットが逃げないように施錠の確認やリード・首輪の確認を行いましょう。

○多頭飼い崩壊が問題になっています

ペットの数が増えすぎて飼いきれなくなる多頭飼い崩壊がニュースでも話題になっています。えさ代や医療費、ペットの飼育方法等の正しい知識を得てからペットを飼うかどうか決めましょう。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

スプレー缶式消火用具の不具合に係る 注意喚起等について

ヤマトプロテック株式会社製「ヤマトボーイKT」及び「FMボーイk」について、製造工程上の不具合を原因とする内部腐食の進行により大きな音をともなう破裂事故等が発生しております。メーカーによる自主回収を進めていますが、2017年で製造から15年経過し、まだ多数のスプレー缶式消火用具が残っている可能性が高く、事故防止を図る観点から、今後とも回収・廃棄に努めるとしてまいります。近年は事故認知件数も減少傾向となっておりますが、破裂事故による人的被害も確認されており、注意をお願いいたします。対象商品については、「製品ロット番号」「品質保証期間」がスプレー缶の底に記載されていますので、以下をご確認ください。ご不明な点がございましたら、消防本部 予防課までお問合せいただくか、市ホームページ又はヤマトプロテック株式会社ホームページでもご確認ください。

対象商品【ヤマトボーイKT】

製品ロット番号	品質保証期間
K0331	2005.01
K0331	2005.02
KN326	2005.02
KD317	2005.03
K1426	2005.04
K2407	2005.05
K2420	2005.05
K3407	2005.06
K3419	2005.06
K4422	2005.07
K7424	2005.10

対象商品【FMボーイk】

製品ロット番号	品質保証期間
KN301	2005.02
KN322	2005.02
KD319	2005.03
K1425	2005.04
K2408	2005.05
K2421	2005.05
K3406	2005.06
K3418	2005.06
K4423	2005.07
K7425	2005.10

【メーカー問合せ】 ヤマトプロテック株式会社
お客様相談窓口 0120-801-084 <http://www.yamatoprotec.co.jp/>

(文書取扱・問合せ：消防本部 予防課 43-2477)

マイクロバスの適切な利用について

マイクロバスのサービスの中には、旅客自動車運送事業の許可を得ずに運送行為を行う無許可営業や、レンタカー事業者がレンタカー（マイクロバス）と運転手を一体的に提供する不適切なサービスなど、道路運送法に違反する事例が散見されています。こうした違法な行為について、利用者としては違法なサービスであることを認識・理解せずに利用してしまっているケースも少なくありません。レンタカーのマイクロバス等を利用する際には、不適切なサービスを利用しないよう注意してください。

●運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう

- ・運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは道路運送法に違反するサービスです。
- ・道路運送法の許可を受けたバス会社（貸切バス事業者）の正規のマイクロバスには「緑ナンバー」がついています。
- ・正規の貸切バス事業者には「運送引受書」や「領収書」などの関係書類の交付が義務づけられています。

●レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていません

- ・レンタカー会社からは車を借りることしかできません。
- ・レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスは、法律に違反するサービスです。

●違法な「白バス」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります

- ・違法な「白バス」を利用して万が一事故にあって負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければいけないケースもあります。

問合せ先：九州運輸局宮崎運輸支局 輸送・監査部門
0985-51-3952

(文書取扱：総合政策課)

事業主の皆様へ 「働き方」が変わります

○2019年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されています。

主な内容	施行日
【時間外労働の上限規制】 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に、設定する必要があります。	2019年4月1日～ ※中小企業は、 2020年4月1日～
【年次有給休暇の時季指定】 使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全労働者に対し、毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を与える必要があります。	2019年4月1日～
【同一労働同一賃金】 正規労働者と非正規労働者（パート労働者・有期労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。	2020年4月1日～ ※中小企業は、 2021年4月1日～

○「働き方改革」にどう取り組めばよいか分からないという方へ、無料のサポートがあります。ぜひ、気軽にご相談ください。

【無料相談窓口】みやざき働き方改革推進支援センター
フリーダイヤル 0120-975-264

【働き方改革 特設サイト】www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

問合せ先：宮崎労働局 雇用環境・均等室 0985-38-8821

（文書取扱：商工観光課）

中小・小規模事業者向け 「キャッシュレス・消費者還元事業」の 加盟店登録について

経済産業省では、10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使った最大5%のポイント還元等を支援する事業「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施します。

本事業の対象となるためには、店舗を「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録する必要があります。

加盟店登録は、次のいずれかの方法で行ってください。

- ①契約済みの決済事業者を通じて登録
- ②本事業補助金事務局の次のホームページを通じて登録

<https://business.cashless.go.jp/>

※発行した加盟店IDを決済事業者に伝えることで、契約以降の制度参加を簡略化できます。

なお、制度開始間近は申込みが急増し、10月1日の事業開始に間に合わない可能性がありますので、本事業の加盟店登録をお考えの方は、お早めにお申し込みください。

詳細につきましては、次の本事業に関する中小・小規模事業者向けホームページをご覧ください。

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>

【お問合せ先】

- ・ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
0570-000655
(IP電話等用) 042-303-4203
※受付時間 10時～18時（土・日・祝日を除く）
- ・西都商工会議所 43-2111

（文書取扱：商工観光課）

農作物の盗難に注意しましょう

近年、生産者の方々が丹精込めて作られた農作物が盗まれる被害が全国各地で起きています。生産者の皆様にとっては、営農意欲を失わせる深刻な事態です。

そこで、被害防止のため生産者が行える取組として農林水産省ホームページにて掲載されている啓発資料をもとに以下にまとめました。

●農作物の保管・管理

- ・収穫物は畑等に放置せず持ち帰る。
- ・道具（収穫用コンテナや脚立等）は、盗難に利用されないよう園地からこまめに撤収する。

●園地への侵入防止対策の実施

- ・ハウスや保管庫等の窓や出入口の施錠を徹底する。
- ・ネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。
- ・「盗難注意」「立入禁止」「農薬散布直後」「防犯カメラ作動中」等のステッカーや看板、のぼり等の設置
- ・防犯カメラやセンサーライト等の設置

その他、全国の盗難被害の実態や地域で行う取組をまとめた資料を農林水産省のホームページにて掲載しておりますのでご参照ください。

【掲載先】

農林水産省ホームページ>生産>園芸作物（野菜・果樹・花き）
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/tounan.html>

（文書取扱・問合せ：農政課 園芸特産係 32-1003）

仕事と生活の両立応援宣言登録制度について

「仕事と生活の両立応援宣言企業」を募集しています。

子育て中の社員も安心して働ける制度づくりや、有給休暇の取得促進など、仕事と生活の両立ができるような働きやすい職場づくりに取り組んでいる、又はこれから取り組もうとしている企業のみなさん、その取組内容を「宣言」として県に登録してみませんか。

登録した企業には県から宣言書をお渡しするほか、企業名等を県庁ホームページで紹介しています。

【お問合せ先】宮崎県雇用労働政策課 0985-26-7106

（文書取扱：商工観光課）

妻南地域づくり協議会「防災講習会」

さいとくポイント進呈対象事業です

【日時】 8月25日（日）13時30分～15時

【場所】 あいそめ館別館

【演題】 避難するタイミングが生死の分かれ道

【内容】 風水害から身を守る、命を守る準備と行動

【講師】 宮崎県防災士ネットワーク 西都支部 釜瀬明美 防災士

【問合せ】 妻南地域づくり協議会 防犯防災部 30-3045

※事前申込みは不要です。

地域外の方も参加できますので、ぜひお越しください。

（文書取扱：危機管理課）

「男性介護者カフェ」を開催します

9月は「会食交流会」を行います

自宅で家族を介護されている男性が集まり、悩みや困りごとを共感し合える場、役立つ知識や情報の共有の場として「男性介護者カフェ」を開催します。

今月は今年度第3回目の男性介護者カフェになり、屋外での「会食交流会」を行います。

介護経験のある方、ご夫婦やご家族同伴での参加でも構いません。

是非お気軽にご参加ください。

たくさんの方々の参加をお待ちしております。

- 【開催日】 9月12日(木) 12時～14時
- 【開催場所】 西都原ガイダンスセンターこのはな館前 東屋
(三宅4941-12)
- 【対象者】 市内在住で、高齢者を介護している男性介護者等
- 【内容】 会食交流会
- 【参加費】 500円(昼食弁当・お茶代)
- 【申込先】 西都市南地区地域包括支援センター
41-0511(担当:押川)
西都市北地区地域包括支援センター
32-9595(担当:辻間)
※参加希望の方は電話にてお申込み下さい。

(文書取扱:健康管理課 地域包括ケア推進係)

西都市民会館自主事業

第20回記念公演オカリナ太鼓コンサート

子どもから大人までで一緒につくるこのコンサート。20回目の節目となる今年は、ゲストにオカリナ奏者『宗次郎』と和太鼓演者『橘太鼓響座』を迎えます。優しい音色と勇ましい太鼓。みなさまのご来場お待ちしております。

- 日時: 9月7日(土) 開場17時30分 開演18時
- 入場料: 一般1,000円 ※未就学児無料(座席必要の場合はチケット要)
- 会場: 西都市民会館ホール
- 出演者: 西都オカリナキッズ、西都市児童館和太鼓体験ちびっこ太鼓、オカリナ・アンサンブル宮崎、西都古墳太鼓保存会
- ゲスト: 宗次郎(オカリナ奏者)、橘太鼓響座(和太鼓)
- 主催: 西都市民会館 オカリナ太鼓コンサート実行委員会
- 後援: 西都市 西都市教育委員会 宮崎日日新聞社

※チケット発売中!お買い求めは、西都市民会館・各出演者他まで

◆近日イベント◆◆◆◆◆

10/17(木) 宮川彬良×米良美一ふたりの歌謡ショウ(チケット発売中)
12/14(土) 夏川りみコンサート 詳しくは西都市民会館(43-5048)まで
ホームページとフェイスブックで、いろいろな情報を発信しております。

■西都市民会館ホームページ <http://fep6.jp>

■西都市民会館フェイスブックも活動中。是非ご覧ください。

(文書取扱:社会教育課)

生活保護就労支援員の募集について

福祉事務所では、以下のとおり生活保護就労支援員を募集します。

- 業務内容：生活保護世帯の未就労者に係る就労相談・支援
- 募集人員：1名
- 雇用期間：10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで
- 勤務時間：午前9時から午後4時まで、1日6時間以内で週29時間
- 休日：土・日・祝日及び年末年始休（12月29日～1月3日）
- 福利厚生：社会保険・労災保険・雇用保険・有給休暇制度あり
- 報酬：月額118,000円
- 募集期間：8月15日（木）～9月13日（金）
- 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
- 応募資格：①パソコン操作（ワード・エクセル）のできる方
②市税に滞納がない方
③普通自動車免許をお持ちの方
- 応募方法：履歴書（市販）の必要事項に自筆し、必ず写真貼付の上、募集期間内必着で福祉事務所 保護係まで提出してください（郵送可）。
- 採用方法：面接により選考します。
- その他：詳細については、面接時に説明します。

【問合せ先】 〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地
福祉事務所 保護係 43-1245

（文書取扱：福祉事務所）

事務職員の募集について

教育委員会では、以下のとおり非常勤職員を募集します。

1. 募集人数 5人
2. 勤務地 教育委員会、妻北小学校、妻南小学校、穂北小学校、穂北中学校
3. 業務内容
 - ・教育委員会教育政策課事務補助
 - ・学校の予算管理事務
 - ・就学援助等補助金事務
 - ・給食関係事務
 - ・電話応対、来客応対、文書受付等
4. 任用期間 10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
5. 勤務条件
 - ・賃金 時給780円
 - ・勤務 1日6時間以内、週29時間以内
6. 福利厚生 社会保険、労災・雇用保険、有給休暇制度あり
7. 応募資格 市内在住の方
8. 申込方法 9月6日（金）までに履歴書を教育政策課へ提出
※平日の8時30分から17時15分まで

（文書取扱・問合せ：教育政策課 43-3438）

学校図書館読書活動推進員の募集

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校図書館の職務に従事する非常勤職員を募集します。

1. 募集人数 若干名
2. 勤務地 市内小・中学校
3. 業務内容
 - ・ 図書資料の整理や図書館内の掲示・美化等
 - ・ 貸出・返却業務及び図書台帳記入
 - ・ 司書教諭(図書館担当教諭)の支援など
(読み聞かせ・ブックトーク・学習支援など)
4. 任用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
5. 勤務条件
 - ・ 賃金 時給780円
 - ・ 勤務 1日4時間程度、週3日程度、年40週
6. 応募資格
 - ・ 市内在住の方
 - ・ 学校教育と図書館業務に理解のある方
※資格要件なし
7. 申込方法 9月6日(金)までに履歴書を教育政策課へ提出
※平日の8時30分から17時15分まで

(文書取扱・問合せ：教育政策課 43-3438)

第14回さいとふるさと産業まつり2019 “こんねまつり”の出店者を募集します

例年10月に西都原古墳群において、多くの観光客や地域住民をお迎えして本市産の農畜産物や加工品、地場産品等を広くPRし、本市における産業の活性化や交流人口の拡大を図ることを目的とした「さいとふるさと産業まつり」を開催しております。

そこで、本市における“食育”や“地産地消”をより一層推進する観点から、市内居住者向けの出店ブース(4店舗程度)を公募することとしましたので、出店を希望される方は以下の内容をご確認のうえお申込みください。応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

- 【開催期間】 10月27日(日) 午前10時から午後4時まで
- 【応募条件】 保健所の営業許可者または臨時営業許可取得見込み者で、PL保険加入者を応募条件とします。
- 【申込締切】 9月13日(金)まで
- 【申込方法】 農政課(43-0382)に、①氏名、②住所、③電話番号、④生年月日、⑤出店内容を電話でご連絡下さい。
- 【その他】 出店内容がふるさと産業まつりの趣旨に沿っているか審査を行います。応募者多数の場合は、抽選により出店者を決定します。

(文書取扱：農政課)

太極拳教室参加者募集について

近年、少子高齢化の時代を迎え、健康に過ごすことの重要性が叫ばれるようになりました。身法・眼法・手法・足法を重んじる太極拳をとおして、健康維持や体を動かすという楽しさを一緒に体験してみませんか。

皆さまのご参加をお待ちしております。

1. 主 催 西都市太極拳協会
2. 期 日 9月3日(火)、4日(水)、11日(水)
計3回 ※内容はそれぞれ異なります。
13時30分～15時30分
3. 場 所 西都市公民館(市立図書館横)2階会議室
※3回とも同会場
4. 参加対象 初心者、若しくは初心者に準ずるレベルの方
5. 参加費 なし
6. 準備物 運動のできる服装、シューズ、飲み物(水筒など)
7. 申込期間 8月16日(金)～26日(月)
8. 問合せ先 担当者：本部 080-6453-2277
※13時～17時の間にお問合せください。

(文書取扱：スポーツ振興課)

西都市出身の近畿地方在住者の 情報を募集しています

「近畿西都会」とは、近畿地方在住の本市出身者や縁故者により結成された会で、会員相互の親睦を深めるとともに、郷土の発展に寄与することを目的に活動されています。

本市では、都市圏から見た「ふるさと西都」の将来像について多角的な意見・情報を提供していただくため、大阪市において「明日の西都を語る大阪会議」を近畿西都会の総会・懇親会と併せて隔年開催しています。

今年は10月13日(日)に開催予定ですが、より多くの方の参加をいただくため、本市出身の近畿地方在住者の情報を募集しています。市民の皆さまのご家族、ご親戚、お知り合いなどで近畿地方在住の方がいらっしゃいましたら、以下まで情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

なお、お寄せいただいた情報は、「明日の西都を語る大阪会議」のご案内のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【情報提供先・問合せ先】

近畿地方在住者の住所・氏名を、電話、FAX、メールにてお寄せください。

総合政策課 さいと力創造推進係

TEL：32-1000 FAX：43-2067

メール：kikaku@city.saito.lg.jp

※市よりご連絡を差し上げることとなりますので、できる限りご本人のご了解を得ていただきますようお願いいたします。

(文書取扱：総合政策課)

「パソコン・販売基礎科」 ハロートレーニング公共職業訓練生を募集します

- 《訓練の目的》求職中の方が再就職する為に必要なパソコン関連の知識・技能を習得。また、ビジネスマナー、販売管理・マーケティングの知識習得により職業選択の幅が広がります。さらに資格を取得することにより早期就職を図ることを目的としています。
- 《受講対象者》公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方
- 《訓練内容》パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネットの実技活用法、マーケティングの知識やビジネスマナー等を学び、幅広い事務・販売系の仕事に対応できる技術の習得
- 《その他》雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。
雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。
※詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。
※応募状況により訓練を中止することがあります。

訓練科名	パソコン・販売基礎科	定員	20名
訓練期間	10月24日(木)～令和2年1月23日(木)までの3か月		
訓練時間	9時～16時 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)		
訓練場所	西都高等職業訓練校(43-1087) 西都市大字三宅2215番地		
費用等	教材費10,994円、職業訓練生総合保険料(3か月3,000円※任意)自己負担		
受講料	無料(ただし、資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります。)		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出して下さい。		
募集期間	9月19日(木)まで		
選考日	9月30日(月) ◎受付 9時30分～9時50分(遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします。) ◎適性検査・面接 10時～12時30分(人数によって異なります。) ※携帯品・・・筆記用具(鉛筆3本)、上履き(スリッパ等)をご持参ください。		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 無料駐車場あります。		

【取得可能な資格】

- ・コンピュータサービス技能評価試験
ワープロ技士・表計算技士(3・2級)
- ・日本商工会議所主催
リテールマーケティング(販売士)検定3級
- ・実務技能検定協会主催秘書検定(3・2級)

【カリキュラム内容】

オリエンテーション、Windows基礎、文書作成(基礎・応用)、表計算(基礎・応用)、インターネット・電子メール、ホームページ作成、プレゼンテーション、販売管理、ビジネスマナー、総合演習、就職支援

【総訓練時間 337時間(57日間)】

学科121時間、実技216時間
※訓練修了するには学科、実技の訓練設定時間のそれぞれ80%以上の受講が必要です。詳しくは訓練校までお尋ね下さい。

実施主体：宮崎県立産業技術専門校
電話42-6509、FAX42-6511

【お問合せ先】ハローワーク高鍋：0983-23-0848、ハローワーク宮崎：0985-23-2245

(文書取扱：商工観光課)

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

予約が必要ですので
高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要ですので高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

- 【相談日】 9月19日（木） 次回は10月17日（木）
【時間】 午前10時～12時、午後1時～3時
【場所】 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 0983-23-5111

【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付します。
(例：9/19の相談日の場合は、8/19から受付開始)
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

(文書取扱：市民課)

ワンストップ相談会の御案内

9月の自殺予防週間に合わせて、法律・経済・こころ・福祉などに関する相談窓口「ワンストップ相談会」を開催します。

- 日時：9月15日（日）
10時から16時まで（受付終了15時30分）
- 場所：県立図書館研修ホール（宮崎市船塚3の210の1）
- 内容：宮崎県民の皆様の法律・経済・こころ・福祉などに関するご相談に専門機関の相談員が対応します。
【専門機関一覧】
 - ・宮崎県弁護士会
 - ・宮崎県司法書士会
 - ・宮崎県看護協会
 - ・宮崎県公認心理師・臨床心理士会
 - ・宮崎県精神保健福祉士協会
 - ・宮崎県自殺防止センター
- 対象：宮崎県在住の方
- 料金・費用：無料
- 申込み方法：事前申込みは不要です。
- 問合せ：宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当
0985-26-7075

(文書取扱：健康管理課)

司法書士による消費生活無料相談を ご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

○日 時：9月3日（火）、10月1日（火）
13時～16時

※相談時間はお一人約30分です。

○場 所：西都市コミュニティセンター1階 相談室

○申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

行政相談所のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○定例行政相談所

日時：9月12日（木）、10月10日（木）
10時～12時

場所：西都市コミュニティセンター1階 相談室

○お問合せ

生活環境課 市民生活係 43-1589

（文書取扱：生活環境課）

消費生活に関する巡回相談のご案内

西都・児湯1市5町1村共同の「西都児湯消費生活相談センター」を高鍋町役場内に開設し専門スタッフによる消費生活相談を行っています。

この事業の一環として、スタッフが各市町村を毎月1回出張訪問しての巡回相談を実施しております。

西都市では原則として毎月第3水曜日（祝日の場合は第4水曜日）に巡回相談所を開設しておりますので、消費生活（悪質商法、架空請求、多重債務等）に関しての相談等がありましたら、この機会にぜひご利用下さい。

〈巡回相談日程〉

○日 時：9月18日（水）、10月16日（水）
10時～15時（12時～13時を除く）

○場 所：西都市コミュニティセンター1階 相談室

○申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589

※予約が必要となりますので、必ず事前にお電話ください。

◇西都児湯消費生活相談センター◇

○平日の問合せ先

〒884-8655

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

（高鍋町役場 町民生活課隣）0983-23-2110

○開設時間

8時25分～17時10分（12時～13時を除く）

※電話での相談は上記時間帯に随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

（文書取扱：生活環境課）

図書館だより9月号 西都市立図書館 (43-0584) 9月の休館日 2・9・17・24・30日

●「夏休みスタンプラリー」の抽選について

「夏休みスタンプラリー」は8月25日(日)で終了します。
抽選により当選された方には、9月3日(火)に図書館ホームページ、館内にてお知らせします。利用者カードと抽選番号をお持ちになって商品を受け取りにご来館ください。

●敬老の日イベント「敬老の日手作り講座」

日時：9月8日(日)10時～12時
※詳しい内容については、図書館ホームページ、館内にて確認してください。

●敬老の日の読書のおすすめ本も入荷しています。

小さい字の苦手な方も大きめの字の「大活字本」も置いてあります。ぜひ、ご利用ください。

他にもDVD・CD観覧コーナーも置いてあります。子どもさんはもちろん大人向けも置いてあります。

●10月27日から11月9日は読書週間です。

スポーツの秋、食欲の秋、そして読書の秋。
本を楽しむのによい季節になりました。
展示コーナーには図書館職員で選んだオススメの本も展示しています。この秋1冊の本にふれてみてはどうでしょう。
図書館に足を運んでみませんか。

【一般図書新刊のご案内】

- ◎3行で人を動かす文章術 (尾藤 克之)
- ◎人生に迷う君に送る24の手紙 (永松 茂久)
- ◎古事記で謎解きほんとにスゴイ!日本 (ふわ こういちろう)
- ◎自分のほめ方の教科書 (須藤 久美子)
- ◎「大家さんと僕」と僕 (矢部 太郎)
- ◎ぬか漬けの教科書 (塩山 奈央)
- ◎たま卵ごはん (杏耶)
- ◎だれでもできる小さい田んぼでイネづくり (笹村 出)

【児童図書新刊のご案内】 ☆は絵本です

- ☆ようかいむらのびっくりゆうえんち (たかい よしかず)
- ☆そらまめくんこんにちは (なかや みわ)
- ☆しょうぎはじめました (間部 香代)
- ☆パパといっしょ (スーシー)
- ◎都道府県のかたちを絵でおぼえる本 (造事務所)
- ◎なぜ?の図鑑昆虫 (岡島 秀治)
- ◎動物のクイズ図鑑 (学研プラス)
- ◎職員室の日曜日【2】 (村上 しいこ)

(文書取扱・問合せ：社会教育課 図書館係 TEL43-0584 FAX41-1113)